

原議保存期間	10年(令和17年3月31日)
--------	-----------------

佐本捜一発第46号  
令和7年3月28日

各所属長 殿

継 続
-----

有 効	令和12年3月31日まで
特殊事件捜査係	

刑 事 部 長

労働災害に関連する犯罪の捜査における労働基準監督機関との捜査共助について（通達）

警察においては、現在、「労働災害に関連する犯罪の捜査における労働基準監督機関との捜査共助について」（令和4年8月29日付け佐本捜一発第159号）に基づき労働基準監督機関と連携を図っているところであるが、当県警においても、今後は本通達に基づき、労働基準監督機関との連携に努められたい。

なお、本通達については、労働基準監督機関了解済みである。

記

### 1 捜査共助の基本的考え方

警察及び労働基準監督機関は、円滑な捜査を推進するため、平素から捜査に関し緊密な連携を図り、相互に協力すること。

### 2 捜査共助の対象犯罪

本通達における捜査共助の対象犯罪は、労働災害（労働安全衛生法第2条第1号に規定する労働災害をいう。ただし、交通事故を原因とするものは除く。）に関連する犯罪（以下「労働災害に関連する犯罪」という。）とすること。

### 3 捜査共助の内容

#### (1) 捜査協力

警察及び労働基準監督機関は、それぞれの職務の範囲に基づいて労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、相手方に実況見分及び検証の実施、証拠物の閲覧、被疑者及び参考人の取調べ等について捜査協力を求めるときは、あらかじめ、必要な事項について協議すること。

## (2) 便宜供与

ア 労働基準監督機関は、警察が労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、警察から労働基準監督機関の職務の範囲に属する事項について照会を受けたときは、支障のない限りこれに応じること。

イ 警察は、労働基準監督機関が労働災害に関連する犯罪を捜査する場合において、労働基準監督機関から留置場、取調室その他の警察の施設の使用等について依頼を受けたときは、捜査上の支障その他業務上の支障を考慮しつつ、これに適切に対応すること。

なお、警察が労働基準監督機関に対して便宜を供与したことにより特に要した費用は、労働基準監督機関において負担すること。

## (3) 相互通報

ア 労働基準監督機関は、労働災害に関連する犯罪を捜査する過程において、その職務の範囲に属さない犯罪に関連ありと認められる事実を発見したときは、速やかにこれを警察に通報すること。

イ 警察は、労働災害に関連する犯罪を捜査する過程において、労働基準監督機関の職務の範囲に属する犯罪を発見したときは、速やかにこれを労働基準監督機関に通報すること。

## 4 捜査共助の窓口

捜査共助については、通常、警察署の刑事担当課長と労働基準監督署の第一方面主任監督官又は監督課長との間で協議することとなるが、捜査共助に関し支障が生じた場合は、必要に応じ、佐賀県警察本部刑事部捜査第一課長及び佐賀労働局労働基準部監督課長が窓口となり、協議し、所要の調整を行うこととなる。

### 【継続措置状況】

初回発出日：令和4年8月29日

(有効期間：令和7年3月31日)